

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年三月二十二日奈良県指令建第八八―二〇一号

平成二十四年六月一日奈良県指令建第八八―二〇一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年六月七日建第七七四六号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市新堂町三六九番一、三七〇番一及び三七一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新堂町三一三番地の一

株式会社カナヤ 代表取締役 金谷弘樹

一 許可番号

平成二十四年五月九日奈良県指令建第九〇―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年六月七日建第七七四七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年六月七日建第四七一九号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市美濃庄町一七〇番二、一七〇番一五、一七〇番一六、一七〇番一七及び

一七〇番一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市奈良阪町一〇八五番地 緑商第一ビル二階

新都市再生株式会社 代表取締役 井上博司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市美濃庄町一七〇番二

一 許可番号

平成二十四年五月二日奈良県指令建第九〇―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年六月八日建第七七四八号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字阿部一一四一番、一一四二番、一一四三番、一一四四番、一一四五番、

一一四六番及び一一四七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部七三一番地

西岡治成